

学校現場のニーズに応える教員養成学部に向けた一考察

大 平 橘 夫

岐阜聖徳学園大学教育学部

A Teacher Training Department that Meets the Needs of Schools

Kitsuo OOHIRA

Abstract

For universities to survive it is imperative for them to send graduates to schools who can meet the needs of the schools. Universities, however, should not become prep schools. Preferably, we should inspire students who are serious about research, have academic achievements, and understand educational philosophy which is connected to the schools. Now, universities should collect knowledge and hire good researchers and teachers who know a lot about schools and put emphasis on the field of special needs education majors. Those are truly key points.

Keywords: keen interests, high educational philosophy, teacher trainer, special needs education

I. 研究の背景…目前に迫っている教員採用氷河期

今、大学の教育学部は一つの岐路に立たされている。団塊世代の退職を補うための大幅な教員採用の時代は間もなく終了する。児童生徒数が減少傾向にあり、都道府県によって違いがあるものの教員養成系の採用需要が大幅に減少することは、正に焦眉の課題と云いうることである。

これはとくに地方の私立教員養成大学等にとっては深刻な状況であるが、大学が教職員の英知を結集し、学校現場のニーズをよく把握し、それに対応していくつかの手を打てば、なお発展に結びつくと考えるものである。紙幅と時間の都合上、その全てを述べることは困難であるが、可能と思われるいくつかについて考察することとする。私は、学校現場での23年の実務と19年の教育行政に携わった後、大学の教員として奉職した者として、大学教育が学校現場のニーズに合った教員養成をすることを期待して、この省察を試みるに至ったものである。

II. 学校現場の現状から大学の在り方を問い直す

1. 中央教育審議会答申を中心に

教員養成大学の在り方については、これまで文部科学省にて様々な諮問と答申がなされ、それをもとに法制化もなされてきたが、最近、大学の教員養成課程に対して大きく影響するのが2012年（平成24年）8月に出された中央教育審議会答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」（以下24年答申とする）である。この答申は、教員養成に関して学校現場ニーズを端的に表している。

それによると、教員の養成と、学び続ける教員像の確立、教育委員会と大学との連携・協働により、教職生活全体を通じて学び続ける教員を継続的に支援するための一体的な改革を行う必要があるとしている。そして「学び続ける教員像」の資質能力については教職に対する責任感、探求力、専門職としての高度な知識・技能、総合的な人間力を求めている。¹⁾

さらに、この答申では「(2) 取り組むべき課題」として、初任者が実践的指導力やコミュニケーション力、チームで対応する力など教員としての基礎的な力を十分に身に付けていないこ

となどを課題として指摘し、次のように述べている。

「教員養成段階において、教科指導、生徒指導、学級経営等の職務を的確に実践できる力を育成するなど何らかの対応が求められている。特に、いじめ・暴力行為、不登校等生徒指導上の諸課題は深刻な状況にあり、陰湿ないじめなど、教員から見えにくい事案についても子どもの兆候を見逃さず、課題を早期に把握し、警察等の関係機関と連携するなどして的確に対応できる指導力を養うとともに、教職員全体でチームとして取り組めるよう、こうした力を十分に培う必要がある。」

同様なことは、2006年（平成18年）の中央教育審議会答申（以下「平成18年答申」とする）にも既に述べられており、「子どもたちの学ぶ意欲の低下や規範意識・自律心の低下、社会性の不足、いじめや不登校等の深刻な状況など、学校教育における課題は、一層複雑・多様化するとともに、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥/多動性障害）や高機能自閉症等の子どもへの適切な支援といった新たな課題も生じてきている。」とされているのである。²⁾

2. 地方の教育行政からのニーズ

学校現場に深い関わりを持っている地方の教育行政の側も同様なことを大学に期待している。

小中高等学校を所管する全国都道府県教育長協議会では、平成23年度のその研究報告において、子どもたちの学力向上に向けて、教員に求める資質能力のうち、最も求められる資質能力は、授業力（教科指導力、学習指導力）としており、次いで実践的指導力、豊かな人間性や社会性としている。³⁾

3. 大学への期待と現実

しかし、ここで注目したいのは、これらの答申や報告書に述べられている大学との関わりである。24年答申では、「大学での養成と教育委員会による研修は分断されており、教員が大学卒業後も学びを継続する体制が不十分である」、「自らの実践を理論に基づき振り返ることは資質能力の向上に有効であるが、現職研修において大学と連携したこのような取組は十分でない」、「教員採用選考において、養成段階における学習成果の活用など、大学との連携が不十分である。」との課題も示している。

また、前掲の都道府県教育長会報告書においても、教員養成機関と県の連携や県が求める教員の養成について課題があるとしている。

文部科学省はさらに踏み込んで、平成18年答申において

「大学の学部段階の教職課程が、教員として必要な資質能力を確実に身に付けさせるものとなるためには、何よりも大学自身の教職課程の改善・充実に向けた主体的な取組が重要である。」⁴⁾と、述べていることは看過できないことである。

つまり、これからの大学教育は、学問研究の府として学生を育む中で、学校現場のニーズにいかに応えきる力を持つ教員を養成するかということが厳しく問われていると考えて、大学のあり方を問い直さなければならないのである。これら社会の要請にどう応えるかが大学の教育学部の存続発展を決定することになるのである。

Ⅲ. 教員養成学部の今後の方向

今回は紙幅の都合上、次の5点に限定して提案を試みるものである。

1. 学生に対して研究の基礎的能力と意欲を高める

学校現場は即戦力を求めている、社会は大学在学中にも学校現場で求めているような授業力や生徒指導力を身に付けることを求める傾向が強いが、注意しなければならないことがある。

確かに教育学部では教員になるために学校教育の方法を身に付けるようにしなければならない。ただ、大学はどこまでも学問を追究し、研究の姿勢を身に付けるための学府であることを念頭に置かななければならない。そのことこそ学校現場のニーズにかなった教員を養成すること

に合致するのである。

これは平成 24 年答申において、「学び続ける教員像」が強調されていることから明白である。研究の姿勢は、優れた実務者になるために極めて重要なことであり、大村（1996）をはじめ、多くの実践家がそのことを強調している⁵⁾。

しかし、実務に当たってきた学校現場の優れた実践者が、児童生徒の実態を把握することや教材を論理的に解釈し授業を組み立てること、生徒指導の在り方等々について非常に深く幅広い研究をしていることが学生にも、社会一般にも、肝心の大学の研究者の間にさえも十分に知られているとは言えないのではないだろうか。そのため、論文や著作の数が少ないことで、恰も研究が少ないかのような評価を受けることがあるが、優れた実務者は研究の姿勢と実績を強く持っているのである。私の社会科の授業実践の経験からも、1 時間の研究授業のために、十数冊の文献を読み、現場の調査をし、教材の本質をとらえ、幾つもの視点をもって生徒の実態を把握するなどのために非常に多くの時間を研究に割いている。また、ある実践者は、現地の人と共に生活をしたり、古文書をあさり文献を調べ尽くして授業づくりをしているのである。生徒指導についても、学級経営についても、学校経営についても同様である。ただ、児童生徒を研究の材料にしたりはしないで、どこまでも児童生徒を育てるという考えに強い拘りを持っているので、それを論文や著作にして公表することをしないだけのことであり、その保障も制度的になされているわけでもないのである。大学の研究者とくにリーダー的な立場にある方々が危機感をもってこの点を深く理解していくことは今後の教員養成学部の在り方を改善していくキーポイントになると考える。

学生には大学在学中に強い研究への意欲、態度と、そのために必要な基礎的な学力を充分身に付けることが極めて重要である。大学における科目の修得や論文の作成に誇りをもって勤しむ学生を育てることであり、それこそ大学教員全員の重要な責務でもある。具体的な手立てについては難しいことであるが、少なくとも教員としての学問的な憧れを持たせるようにしたいものである。

また、学生の基礎的な学力を高めたり卒業研究をさらに充実させたりすることを目指さねばならない。卒業論文については、大学 4 年間の集大成として、ある程度高い基準を定め、それをクリアするような体制をとること、そのためにはより早く学生が自分の好きなことを見つけ、存分に研究するように導くことや文献に親しむようにしなければならない。そのことが取りも直さず学校現場に出ても研究の姿勢を大切にする教員になるからである。

2. 学生自らがより高い教育観を育む学風を強化する

(1) 教育観を培う教員採用対策

教員養成大学は、教育の専門職を育てるという観点から考えると、きちんとした教育観を培うことは重要である。その好機となるのは学生の教員採用に対する取り組みである。就職に関わる指導が積極的に実施されている大学では 4 年生になると学生たちが主体的に面接試験や小論文の練習などをし、それに対して教員も進んで支援している。中には、実務家出身の就職課長を講師として学生を指導することや、国語の専門家である大学教員、実務家のリーダー（県教育委員会課長級、教育事務所長級等）出身の教員を重く登用して指導が加えられ、さらに充実する大学もある⁶⁾。詳述は避けるがこれは学生にとって切実な問題であるために、単なる教員採用試験の練習というよりも学生が教育観を身に付けるための効果的な教職実践の演習の機会となっている。大学の側が、これを生かして、教育問題を系統的に整理すれば、学生のニーズにかなった演習を主体的に実施させることができるのである。これが旨くいけば都道府県教育委員会との信頼関係も高まることに通じる。

(2) 教育方法の基礎を身に付けた大学生の育成

教育実習校や関係市町との懇談会で必ず耳にするのは「指導案くらい書けるようにして学生を送り出していきたい。」という言葉である。前述のように、学校現場が多忙であるこ

とや即戦力を求めている現状、特別の実習校をもっていない地方の私立大学の実情からも、無理からぬことである。

しかし学生は、学習指導案の指導目標すら書けない実習生が多い。指導案に記述する単位時間の指導目標一つを社会科を例にして取り上げても、次のような抽象的な目標を目にすることが多い。

小学校4年生：「同じ新聞社の発行で同じ日付なのに新聞記事が違う理由を理解する。」

小学校6年生：聖徳太子の業績について理解させる。

これらは次のように明確にしておかないと授業が成立しないはずである。

4年生：「同じ新聞社の発行で同じ日付なのに新聞記事の内容が違うのは、読者に少しでも新しい情報を提供しようと配達に間に合う時間までに記事を差し替えているからであることを理解させる。」

6年生：「推古天皇の摂政であった聖徳太子は、強い力を持っていた豪族たちを従えて天皇中心の国づくりをしようと、十七条の憲法、冠位十二階、遣隋使の派遣など、多方面にわたって政治を行っていたことを理解させる。」

また、算数・数学でも体育でも、問題が解けることや実技ができることを目標にして由とする傾向がなきにしもあらずである。どんな見方や考え方、感じ方をしたり、身に付けたり、鍛えたりしたらその学習問題が最もよくできるようになるのかというところをはっきりさせないと、真の力を付けることにならないのは自明のことである。それを大学できちんと教えることが肝要である。

私は教育行政にあった時には、この様に、「指導目標の明確化」にこだわり続けて、学校現場の授業改善に取り組んできた。(拙著小論文集「教育長だより」参照)

これからの大学は、この様に学校現場の切実なニーズに答えて指導することのできる教員の配置を重視すれば学生に力を付けることができるのである。文部科学省が実務に当たっていた教員を配置することを重視している理由がここにある。大学がこれを真摯に受け止めれば信頼を高める結果となる。

3. 教育実習校との関係を改善する

教員養成系の学部では、学校現場とより密接な関係を持ちつつ学生を育てなければならない。例えば岐阜聖徳学園大学では、クリスタルプランと称して、学1年次から4年次に至るまで、教員養成の独自の計画があり、効果を上げているが⁷⁾、ここでは紙幅の都合上詳述を避けたい。

一般の大学では学生を出身校で実習させるようにしているところも多いが、それがより質の高い実習を目指す大学にとって必ずしもよいとは限らない。私は、これからの教員養成学部は、小中学校の教育実習校を特定の学校に固定化することがよいと考えるものである。また、岐阜聖徳学園大学に限って述べるとすれば、岐阜県に限らず、愛知県などにも実習校を作ってもよいのではないかと考える。ただし、良い学校に依頼しなければならないので、交渉に当たる教員に期待するところが大きい。かつての国立の大学は、教育やその研究に熱心な教員が揃った教育実習校を固定して持っている。学校を固定化することで次のような利点が考えられる。

- ① 教育実習を学校経営に生かそうとする学校だけで実習をして学校の負担感を克服できる。(学校によっては、全学級に教育実習生を配置したいと考える校長がある)。
- ② 学校に教育実習生の数が多ければ実習生は協力、切磋琢磨して事に当たることができる。
- ③ 遠距離や交通の便の悪い学校への実習を避けるよう依頼ができる。
- ④ 教育委員会が指定校など研究熱心な学校へ実習生を充てれば、現場の教員から多くを学ぶことができるし、学校としても学校インターンシップなどを実施し易くなる。
- ⑤ 学校インターンシップによって学生の採用試験に関わらせる道が開かれる。

(これは一つの案であるが、学校インターンシップの制度を県の教育委員会が生かして、採用につなぐという方法が考えられ、一部の県でそれを試験的に導入しているという。)

岐阜聖徳学園大学を例にとると、平成22年度から新たに実習校の範囲を拡大して遠距離での

実習を行うようになった。しかも高山市、飛騨市、関市、可児市、土岐市、恵那市などは市内の特定の学校に限定し学生の地元で実習ができるようにしたのである。各学校では熱心な指導がなされ、私が校長や実習校の教員と面談しても、どの学校においてもとても好意的であることを実感できる。また、実習校の固定化に賛同する教育長も多い(中核市G市教育長、元H市学校教育課長、現県教委教職員課)。

ただ、地方の私立の教員養成学部が実習校を固定化することは、これまで誠意をもって何度も足を運び、熱心をお願いをし、実習校を確保するための並々ならぬ努力をして現在があることを最も重視してかからなければならない。市町村教育委員会による深い理解と意図的な指導、そのための十分な時間をかけない限り不可能である。大学は、教育委員会や学校現場と交渉し、一つ一つが学校現場にとって何が益になるかということを理解し、積極的に取り組む体制ができない限り、学生にとってよい結果をもたらす実習校を作り出すことは決してないからである。上意下達的なやり方や、一部の上司だけによる話し合いで決定をすることをしないのが教育界の常識である。そのためには、大学の側からの交渉が不可欠であるが、それに当たる教員には実務家のリーダー出身者であって且つ大学で重く用いられている教員が大切な役割を果たす。このような人材は、学校現場や教育委員会のニーズや課題とその解決の在り方をきちんと踏まえているからである。私は、文部科学省から出された次のような答申(4)で述べる)から明らかなように、これからの教員養成大学は、実務家出身者を重く登用しない限り、学校現場のニーズにあった大学になることができないと考える一人である。

そこで、次のような改革案を提示したい。

4. 実務経験者のトップリーダーを積極的に大学教員として重く登用する

文部科学省はその答申の中で、教職課程の質的水準の向上について、基本的な考え方として次のように述べている。

「課程認定大学においては、これらの答申(平成9年教養審第一次答申や平成11年の教養審第三次答申等を指す)をいま一度真摯に受け止め、学内に周知するとともに、学長・学部長等がリーダーシップを持って、カリキュラム編成や教授法の改善・向上、成績評価の厳格化、現職教員を含む教職経験者の大学教員としての積極的活用等に取り組むことが必要である。」⁸⁾

さらに「教員養成については、これまで、課程認定大学の一部の担当教員のみが教員養成に携わり、特に教科に関する科目の担当教員の教員養成に対する意識が低いなど、全学的な指導体制の構築という点で、課題が少なくなかった。」として、全ての教員が教員養成に携わっているという自覚を持ち、大学全体としての組織的な指導体制を整備することが重要であると述べている。

これからの大学はこの点を強く自覚して体制を整えることで、学校現場のニーズに合った学生を世に送り出すことができるという考えは、私もこの答申と同じ考えである。

私は、大学が実務経験者のトップリーダーの人物を差別化をしないで、重く用いて、積極的に大学の運営に参画させるようにするのがよいと考える。文部科学省の答申にも教職大学院において「理論と実践の架橋を体現する者として研究的省察を行い、リードする役割が求められる。」としてその必要性が説かれており⁹⁾、社会は既に差別化の動きを廃していく傾向にあることを考えれば、実務家出身者と研究者が一体になった取り組みをしなければならない時期に来ているのである。その理由は次の通りであるが、優れた大学のリーダーたちは既にこのことの重要性に気づいて、教育学部においても行動を起こしつつある。

(1) 文部科学省は教員養成大学や教職大学院で実務経験者の登用を積極的に進めている。

これは前述の通り、中央教育審議会答申には随所に記載されており、大学の設置基準にも専門性を有する者を教員として採用することを認めている。¹⁰⁾

このことは大学における学術研究の体制を軽視するのではないかという疑念を持つ人もあるが、それはむしろ逆であり、大学における学術研究の在り方をさらに高めることにな

る。このことにいち早く気付いた大学や教職大学院は実務家教員を重く登用し、積極的に大学運営に当たる方向で登用している。例えば岐阜大学や兵庫教育大学の教職大学院では元県教育事務所長の職にあった者を教授として、岡山大学教職大学院では元市立小学校長を教授として登用している¹¹⁾。但し、特任教授などして差別化するのは必ずしも実務家登用の本旨から好ましいとは言えないのではないか。そして今は大学院よりも大学が先取りをしてこの様な登用を進める時代であると考え。県の教育長との面談の中でも、大学院よりも教育学部でそのような教育をして欲しいという切実な願いを聞いたが、大学側があまりこのことを重視していると思われないのが残念である。

- (2) 大学が実務経験者と学術研究者を車の両輪とする先進的な教育学部であると表明する。
 - ・ 優れた実務経験者は学術研究を重視するので、却って大学を教員採用の予備校化、専門学校化にしないよう指導できる。それを大学が信じるのがよいと考える。
 - ・ 学校現場が実践的指導力を求める傾向が強い中、学校と大学とが乖離しないで連携する力になる。そのことが学校現場に学術尊重の風潮を生み出し、大学研究者への高い評価にもなる。
- (3) 大学に優秀な実務経験を重く登用する伝統ができ、大学への優れた人材獲得の可能性を高める。
 - ・ 県教育委員会幹部、リーダーなど、研究熱心でしかも教育界への影響力の強い人材獲得が不可欠である（切望する大学が外見にとらわれず競って優秀な教員を獲得するところとなる）。
 - ・ 大学が実務家を重視する姿勢が伝わることにより教育委員会や学校現場からの理解と信頼を高めることができ、教育委員会や学校現場と大学との連携をとりやすくなる。

学校現場も市町村の教育委員会も大学をあまり頼らない傾向にある。一言で言えばそうするゆとりがないことと、大学への理解が十分ではないことが考えられる。例えば、問題を抱えて、暴力や様々な問題行動を起こし続ける児童生徒への指導一つ取り上げても、また極端なクレーマーへの対応にしても、速やかな判断と行動を要求されることであり、大学のアドバイスを求めるゆとりもなく、そういう面での優れた研究者が必ずしもどの大学にも居るとは限らないのである。
- (4) 実務経験者は教育経営的な学会、教科教育に関する学会等では即実践的に重要な論客となり、学術的にも優れた実力を持つ。大学在職中は急かさずとも必ず数年で優れた論文を書くようになる。
 - ・ 教育経営学会、教育方法学会、教育行政学会、各教科の教育学会等々で実践面から論じることができ、研究者として人後に落ちることがない。
 - ・ 実務経験者が学会に参加することにより、学会においても実践的な研究が進み、大学の信頼が高まる。実際には実務面における深い研究の知見を有しているのである。
 - ・ 実務家時代の学術論文の少なさは却って信頼を高める。（研究論文の多さよりもひたすら子どものために生きるという範を学生に示すことは教育者として不可欠である。）
 - ・ 実務家教員として研究を積み重ねた幹部出身など優れた人材は、大学教員として重く用いられる程、学術研究への強い渇きが生かされ、研究の素晴らしさや必要性はすぐに解り研究に勤しむ。
- (5) 実務経験者が教育実習や就職に関するリーダーシップをとり、多大な成果をあげる。
 - ・ 教育学部も厳しい就職難に直面し、大学間の競争には予断を許さない現状となる。
 - ・ 教員養成学部の向上の是非はその先進性にかかっている。深い研究心と実践的指導力を兼ね備えた優れた学生を育てるという成果を出し、信頼を獲得しなければならない。
 - ・ 学生に最も必要な、基礎学力や基本的な生活習慣への指導ができ、効果を上げる（教育実習中に、基本的な生活習慣や社会性が未確立なための苦情が増加している）。
- (6) 学校現場との多くのトラブルには実務経験者が赴いてこそ解決への効果がある。

- ・ 学校現場の多忙、激務により、教育実習排除の方向が見える中、実務経験者が学校現場への理解をもつことや過去のリーダーであったことが学校現場への大きな説得力を持ち、その存在は不可欠である。
- (7) 学生に対して学校現場の教育者としての手本や教育観を身をもって示すことができる。
- ・ 実務経験者なればこそ持ち合わせる教育観や指導方法など、即戦力に繋がるものの宝庫である。
- ・ 就職試験が非常に厳しい中、小手先の対応ではなく、ニーズに応える学生を育てる力を発揮する。
- ・ 教職実践に関わるこれらのことについて学生のニーズにも的確に応える実力を有する。
- (8) 教員免許更新講習等、コンソーシアムその他の社会の期待に応じて対応ができる。
- ・ 実務経験者の講義に対する評判もよく期待も大きい。他大学への指導性を保つ。
- ・ 県内の教育（学校、教育委員会）に対する影響力も大きく、支持と信頼が得られる。
- ・ 実務経験を生かし、学校現場の教員、保護者にまで社会貢献が高く評価される。さらには大学と教育委員会や学校現場との密接な連携を図ることができる。

5. 特別支援教育の教員養成の導入

私は2006年（平成18年）度から、羽島市の教育長在任中に羽島市に県立の特別支援学校を創設することについて関わりをもってきた。そこで強く感じていたことは、特別支援教育のニーズが非常に高いし、今後もますます高くなっていくということである。

平成24年度の文部科学省の「概念図」によれば、義務教育段階での特別支援を要する児童生徒は全

児童生徒数約1,040万人の2.90%（約30万2千人）となっている。そのうち特別支援学校在籍者が約6万6千人で0.63%、小中学校の特別支援学級在籍者は約16万4千人で1.58%、通常の学級の通級による指導を受けている児童生徒は約7万2千人で1.58%となっている。¹²⁾ しかもこの数字は右の表のように年々増加の傾向にある。さらに平成24年12月に公表された文部科学省の調査によれば、通常の学級における発達障害の可能性のある特別な支援を必要とする児童生徒の割合は、在籍者の6.5%となっている。これは40人学級に換算すると2.6名の支援を要する児童生徒が在籍しているということになる。

その上、特別支援学校における当該障害種の特別支援学校教諭等免許状の保有者は、平成24年度の統計れば70.1%であり、同年の新規採用教員については61.1%に留まっている。¹³⁾

岐阜聖徳学園大学は特別支援教育の部門を平成27年度から創設することになっているが、これは誠に時宜に適ったことである。特別支援教育の教員養成が未設置の大学はこれからはこの分野の創設や拡充をすることにならうと考えることができる。

障害を持つ児童生徒の数の増加と重度化は年々進んでいることに加えて、通常学級における発達障害のある、あるいは疑われると思われる児童生徒数も確実に増加しており、特別支援に対する学校現場のニーズは非常に高くなっているのである。その上、学校現場は、家庭的に恵まれない環境にある子どもや、不登校等様々な問題を抱える子供が年々増えていくことへの対応にも厳しいものがある。

特別支援教育に携わる教員の仕事の内容は複雑多岐にわたっており、どれにも高度な専門性を必要とするものである。障害の種類も様々である。即ち、視覚・聴覚・知的・言語障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障害、学習障害LD (Learning Disabilities)、注意欠陥多動性障害ADHD (Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder) 等である。その障害は個々の児童生徒によって異なっていて、それらに応じたきめ細かな教育が必要である。そし

表 特別支援教育を有する児童生徒数の推移
(平成24年度文部科学省統計から作成)(人)

	特別支援学校	特別支援学級
H14年度	94,171	81,827
H19年度	108,173	113,377
H24年度	129,994	164,428

てそれらの重度な児童生徒は特別支援学校に在籍するが、軽度な児童生徒は特別支援学級に、また、通級による通常学級での教育をするなどの施策が講じられているので、それらに対応できなければならない。しかも通常学級や特別支援学級に在籍する児童生徒の障害は重度化、複雑化の傾向が続いている。

そのほか、特別支援教育を専門とする教員は、学校内や居住地における交流及び共同学習、地域におけるコーディネーターとしての役割を果たす必要も不可欠である。

平成 23 年 8 月に障害者基本法の一部改訂がなされ、インクルーシブ教育システムの構築が強く求められるようになった。¹⁴⁾ また平成 24 年 7 月に出された中央教育審議会初等中等教育部会の「共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進（報告）」においてもインクルーシブ教育について述べている。

さらに、第 73 回中央教育審議会総会においては「全ての教員が特別支援教育についての専門性をもっていることが望ましい。」「特別支援学校の免許状を保有せずに特別支援の教育をすることが可能とされている現行制度の見直しを検討する必要がある。」とまで述べられている。¹⁵⁾

以上のように、特別支援教育の専門性へのニーズは非常に高いものである。特別支援教育の教員免許状を保有する必要もさることながら、特別支援教育に対する研修を現職の教員に行う必要にも迫られているのである。

これからの教員養成学部は、特別支援教育に力を注ぐことになるだろうが、この分野の高度な専門的知見と実績を持った教員さらには高度な実務家教員を大学に重く登用する必要がある。なぜならそれに気づいた大学は競ってその人材獲得の動きをすることが予測されるからである。

注・文献

- 1) 中央教育審議会答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」2012年（平成 24 年）8 月参照
- 2) 中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」2006 年（平成 18 年）年 7 月 11 日
- 3) 全国都道府県教育長協議会第 3 部会報告 No. 3 「1 教員の資質能力の向上に向けた取組について」2012 年（平成 24 年）3 月
- 4) 「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」2006 年（平成 18 年）7 月 11 日
- 5) 大村はま 1996 年「教えるということ」 筑摩書房 P20～P25
- 6) 平成 25 年度、岐阜聖徳学園大学における就職委員会の実践による。
- 7) 地域と密着した体験型教員養成プロジェクトー実践的指導力を育成するクリスタルプランナー 平成 19 年 3 月 岐阜聖徳学園大学教育学部 GP 委員会
- 8) 中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（1）教職課程の質的水準の向上（1）基本的な考え方ー大学における組織的指導体制の整備ー
- 9) 同 文部科学省 中央教育審議会「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）〔参考資料〕より」「1 教職大学院における『実務家教員』の在り方について」
- 10) 大学設置基準第 14 条 2 項
- 11) 文部科学省 「教職大学院における実務家教員について」（教員の資質向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議配付資料より） 平成 24 年 12 月 17 日
- 12) 文部科学省 平成 24 年版 特別支援教育対象の概念図（義務教育段階～）。正確な数字については、文部科学省特別支援教育資料（平成 24 年度）第 1 部～第 3 部参照。
- 13) 文部科学省 「特別支援学校教諭等免許状保有状況」
- 14) 障害者基本法第 16 条
- 15) 平成 24 年 7 月中央教育審議会初等中等教育部会「共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」